附　則

（施行期日）

1　この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

（道路標識に関する経過措置）

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を表示するもの（307）	「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め（307）」
「自転車通行止め」を表示するもの（309）	「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め（309）」
「自転車専用」を表示するもの（325の２）	「特定小型原動機付自転車・自転車専用（325の２）」
「自転車及び歩行者等専用」を表示するもの（325の３）	「普通自転車等及び歩行者等専用（325の３）」
「自転車一方通行」を表示するもの（326の２―A・B）	「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326の２―A・B）」
「専用通行帯」を表示するもの（327の４）	「専用通行帯（327の４）」
「普通自転車専用通行帯」を表示するもの（327の４の２）	「普通自転車専用通行帯（327の４の２）」
「進行方向別通行区分」を表示するもの（327の７―A～D）	「進行方向別通行区分（327の７―A～D）」